

生徒指導部より

高知県立高岡高等学校 生徒心得

高知県立高岡高等学校の生徒は、その本分である学業と心身の鍛錬に励み、常に高校生として社会の一員として、ふさわしい規律と秩序を守り、よりよい校風を樹立するように努めなければならない。本校生徒として守るべきことを次のとおり定める。

1. 一般的事項

- ① 毎日の学習や活動をととして人格の完成を目指し努力をする。
- ② 敬愛と協力によって明るい学校生活を営み、深い教養を身につける努力をする。
- ③ 校則や社会の規律を守り、社会人として望ましい資質を養う。
- ④ 諸活動を通して粘り強い精神力とたくましい体力を養う。

2. 校内生活

- ① お互いを尊重し節度を保ち、他人に不快感や迷惑を与えるような行動はとらないこと。規律を守り、協力の精神を忘れてはならない。
- ② 正しい言葉遣いに留意し粗暴な行動をつつしみ、誰にでも明るく挨拶をするように努める。来客や教職員に対する挨拶や会釈を励行する。
- ③ 校長室・職員室・事務室等への入室時は、服装を正してノック及び「失礼します」と挨拶をする。応答があってから入室し、名乗り、用件を伝えること。
- ④ 靴箱・ロッカーなどを含め、身の回りを整理整頓して校内の美化、環境の整備に心がける。清掃分担区域は毎日清掃し、終了後は担当教員に報告する。全員協力して行うこと。
- ⑤ 全ての施設や備品等の公共物を大切にし、破損・移動・紛失をしてはならない。万一、事故があったときは、直ちにホーム担任に届け出てその指示を受けること。また、エレベーターの使用はケガ等で階段移動が困難な場合や重量物の運搬などに限られる。いずれの場合も教員の指示に従って使用すること。
- ⑥ 特別教室、特定の物品を使用するときは、担当教員の許可を得る。使用後は整理・整頓して報告する。また、校内のコンセントの個人使用を禁止する。
- ⑦ 貴重品は身につけるか預けるようにする。金銭や物品の貸借・売買・交換をしてはならない。また、生徒同士でおごったり、おごられたりする行為や全ての賭け事を禁止する。
- ⑧ ゴミの分別を徹底する。
- ⑨ 校舎内での飲食はHR教室内のみで行うこと。廊下や選択教室等内等では飲食禁止。
- ⑩ 始終の礼は正しく行う。
- ⑪ 授業と休み時間にメリハリをつけチャイムが鳴る前に行動する。

3. 学 習

- ① 教科及び特別活動に意欲をもって積極的に取り組み、真剣に努力をする。
- ② 常に真摯な学習態度を持ち、教室内では静粛に、よりよい学習環境を作るように努める。
- ③ 予習・復習を心がけ、宿題・課題等を完全に行い提出期限を守り学習効果をあげるように努める。
- ④ 正当の理由なく遅刻・早退・欠課をしてはならない。やむを得ない場合はホーム担任及び教科担任に申し出て了解を得ること。
- ⑤ 自習時間は自ら学習することに専心し、周りに迷惑をかけないこと。

4. 携帯電話・スマートフォン等携帯端末の取り扱いについて

- ① 始業時間までに携帯情報端末（以下携帯端末）の電源を切り、カバンに入れるか教員に預けること。放課後であっても学校内では音を鳴らすこと、歩きながらの使用などを禁止する。
- ② 他者や学校等に関する誹謗中傷に該当する SNS 上での書き込み、無断で個人情報を公開するなどの迷惑行為は特別指導の対象とする。
- ③ 授業中や使用が認められていない時間に携帯端末を使用したり、カバンから出していた場合（音が鳴った場合等も含む）次に示す指導の対象になる。

1回目：翌日、朝預かり放課後、本人に返却
2回目：翌日から3日間、朝預かり放課後、本人に返却
3回目以降：保護者の来校（指導の協力要請）保護者に返却

※取り扱いについては、年度初めに示す。

5. 校外生活

- ① 校外であっても本校生徒としての自覚と誇りを持ち、服装や言動に注意し責任ある行動をする。
- ② 余暇を利用して、自己の向上充実に努力すること。
- ③ アルバイトは事前に学校に届け出て、学校の指示を受けた上で保護者の責任のもとに行うことができる。
- ④ 夜間の外出はできるだけ避け、安全に留意する。保護者同伴以外は、22時以降の外出禁止。行先・用務・帰宅時刻・連絡方法は保護者に告げておく。外泊は保護者の許可を得ること。
- ⑤ パチンコ店、麻雀荘その他高校生にふさわしくない場所、未成年者の立ち入り禁止場所には立ち入らないこと。また、危険薬物使用及び薬品の過剰摂取、有機溶剤吸引、飲酒、喫煙等法律で禁止されている行為は絶対にしないこと。また、上記禁止物の所持も指導対象とする場合がある。

6. 登下校

- ① 登下校の際は定められた服装を着用する。
- ② 交通法規や交通道德を守り、安全に留意し他人に迷惑をかけないように十分に注意する。
- ③ 始業までに教室に入り、登校後は許可なく外出しないこと。
- ④ 特別な事情で下校が遅れる場合は必ず保護者に連絡する。なお、学校警備が機械警備であるため施錠後は校舎内に立ち入ることはできない。
- ⑤ 自転車通学に関しては別の規程で定める。
- ⑥ バイク等、エンジン（モーター）付きの車両を運転しての通学は認めない（電動アシスト付き自転車は可）。

7. 自転車通学

自転車は道路交通法に規定された「軽車両」である。交通法規を守り他の交通機関に十分注意し、事故防止に努め安全に通学ができるようにしなければならない。

- ① 自転車通学を希望する生徒は自転車通学許可願を提出し、学校の許可を受けなければならない。
- ② 通学自転車には登録番号票（ステッカー）を貼付し、通学自転車変更時は生徒指導部に申し出ること。
- ③ 通学自転車は常に点検し故障した自転車を使用してはならない。（ブレーキ・ライト・スタンド・ベル・リフレクター等）。変形ハンドルは禁止する。また、いつでもヘルメットを着用できるようにヘルメットを保有しなければならない。
- ④ 登校後は校内の駐輪場に整頓して施錠後、駐輪すること。
- ⑤ 信号遵守、二人乗り禁止、左側通行、夜間点灯など交通規則を守り通学すること。イヤホン・ヘッドホンを着用しての運転や、携帯端末を使用しながらの運転、傘さし運転、並列走行など法律で禁止されていることをしてはならない。なお、雨天時は必ず雨合羽（レインコート）を着用すること。
- ⑥ 注意事項が守られない場合は自転車通学を制限、または禁止する場合がある。

8. 服装等

服装、身だしなみ、言葉遣い等はその人の人柄を表すものであり、個人の態度がそのまま評価につながることもある。本校生徒として、一人一人が責任ある行動をとらなければならない。服装等について次のように定める。なお、異装は別に定める様式により生徒指導部に届け出、その都度許可を受けること。

① 冬季

- | | |
|---|-------|
| ＜α型＞ 学生服、ワイシャツ、スラックス | } 3年生 |
| ＜β型＞ ブレザー、ブラウス、スカートまたはスラックス（特別注文） | |
| ＜γ型＞ スーツ（スラックスまたはスカート）、ワイシャツ、セーター、ネクタイ（1・2年生） | |

夏季

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ＜α型＞ ワイシャツ、スラックス | } 3年生 |
| ＜β型＞ ブラウス、スカートまたはスラックス（特別注文） | |
| ＜γ型＞ ワイシャツ、ポロシャツ、スラックスまたはスカート（1・2年生） | |

年間

ベルトは標準的なものとする。
スカート丈は膝の中心で、極端な長短は認めない。
靴下の色は白・黒・紺・グレー（無地・ワンポイント・ワンラインは認める）。
ストッキング、タイツは黒又はベージュ色。
制服着用時は中に着ているもの等が見えないこと。
冬季におけるγ型について、ネクタイは原則常時着用を基本とする。

② コート・防寒着

通常時の登下校は制服以外認めない。ただし、冬季においては防寒が必要な場合のみ学生服・ブレザー着用の上、コートや防寒着（マフラー・ネックウォーマー・手袋等）の着用を登下校時に認める。学生服からはみ出すようなもの（パーカーなど）は認めない。校舎内での着用は認めない。（生徒昇降口で脱ぎ着する）
色、型は奇抜・派手でないもの。
部活動中のウインドブレイカー等は認める。（部活動顧問が許可したもの）

- ③ 通学靴は運動靴など。ブーツ・サンダルなどは認めない。（体育時はハイカット禁止）
- ④ 校舎内での体操服、部活着の着用は特別な指示がなければ認めない。
- ⑤ 朝練習・休日・長期休業中の部活動時のみ指定ジャージ及び部活動顧問が許可した服装での登下校を認める。

9. 頭髪・その他

- ① 髪型は高校生の品位を保ち、社会から信頼される（いつでも企業や上級学校で面接できるような）スタイルとする。また、極端な刈上げなど奇抜ととらえられる髪型を禁止する。
- ② 頭髪の染色・パーマ・エクステンション・その他の加工については認めない。ただし、個人的事情がある場合、生徒指導部教員に申し出て、行うことができる。
- ③ 髪留め類の色は黒・紺・茶などとし、派手なものや大きなものは避ける。
- ④ ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット・イヤリング・カラーコンタクトレンズなどは認めない。
- ⑤ 化粧・有色リップクリーム及びマニキュア・つけ爪などは認めない。

10. 所持品

- ① 通学及び外出する時は常に本校の「生徒証明書」を携帯する。
- ② 不必要な金品は所持しない。
- ③ 所持品には必ず記名をする。
- ④ 所持品を紛失、又は拾得した時及び遺失物を発見した時は直ちに教員に届ける。
- ⑤ 学校生活に特に必要としない物の校内持ち込みを禁止する。場合によっては生徒指導部で預かる場合がある。

11. 諸願・諸届

- ① 諸願・届は、保護者からホーム担任を通して校長宛てに提出する。
- ② 願を要するものは、次のとおりである。
（休学・転学・退学・復学・自転車通学・アルバイト・異装・自動車学校入校・原付一種バイク免許取得・諸証明書等）
- ③ 届を要するものは、原則として次のとおりである。（欠席・遅刻・早退・忌引・住所変更・氏名変更）

12. 運転免許取得

- ① 原付一種バイクの運転免許取得について保護者の要請があった場合は学校（生徒指導部、担任）、保護者、本人の4者で面談し取得願を提出したうえで長期休業期間中のみ取得を認める（取得した者は誓約書を提出すること）。ただし、原付一種免許以外は認めない。なお、原付一種バイクによる通学は原則として禁止とする。
- ② 運転免許（原則普通運転免許）取得については、第3学年において原則として次の各号をすべて満たし、所定の運転免許取得届を学校へ提出した者に認める。
 - (1) 進路が内定、または内定と同等と認められること。
 - (2) 直前の学習成績、または評定において卒業見込みを有すること。
- ③ 自動車学校（教習所も含む）へ入校または運転免許一般受験が認められた時は、次の各号を守ること。
 - (1) 自動車学校への入校は、就職内定者のうち企業から免許取得を要請された生徒は第3学年2学期中間試験終了後、その他の生徒は第3学年2学期期末試験終了後であること。
 - (2) 入校せずに運転免許一般受験（いわゆる一発受験）を希望する生徒は、原則卒業後とするが、卒業前に必要のある者は必ず事前に生徒指導部に相談すること。
 - (3) 教習、検定を受けることを目的に学校を欠席・遅刻・早退をしないこと。

- (4) 定期試験発表日から試験終了日までの期間は教習を休むこと。
- (5) 運転免許を取得した時は、すみやかにホーム担任・生徒指導部に申し出ること。
- ④ 運転免許を取得しても卒業までは運転はしないこと。免許証は保護者に責任を持って預かってもらうこと。

13. アルバイト

- ① アルバイトを希望する場合は、保護者の同意と責任のもと事前にアルバイト届を提出すること。
- ② アルバイトを行う時は、学習や学校生活等に支障のないことを条件にすること。また、次の(1)～(7)の場合は禁止する。
 - (1) 定期試験発表日から試験最終日までの期間
 - (2) 問題行動にともなう特別指導を受ける期間
 - (3) ホーム担任から特に禁止の指導を受けた期間
 - (4) 1年次の1学期終業式まで
 - (5) 成績が危ぶまれる場合
 - (6) 飲酒をメインとして経営している店（居酒屋、バー等）・性風俗営業店及び18才未満の立ち入りが禁止となっている場所での就労
 - (7) 重労働及び危険をとまなうもの
- ③ 帰宅が22時以降にならないこと。
- ④ 休日・祝祭日及び長期休業期間においては1日8時間以上の労働にはならないこと。
- ⑤ 身体に疲労感や異常を感じた時は、すみやかに中止すること。

14. その他

- ① 各種証明や学割などを必要とするときは、「発行願」を前日の午前中までに提出すること。
- ② 各種届出はボールペン（フリクションインクなどは使用不可）で丁寧に記入し認印を使用すること。
- ③ 運転免許に関することはホーム担任を通じて問い合わせること。
- ④ 無断で他人の写真や映像を撮影するなど、肖像権を侵害する行為を禁止する。
- ⑤ 選挙運動、政治活動については公職選挙法等・法令に違反することのないように行うこと。
（18歳未満の選挙運動は禁止）
- ⑥ 校内での宗教勧誘はしないこと。
- ⑦ 以上の他、社会の信頼を損なうような行為を慎むとともに、反社会的行為に加担することを厳重に禁止する。
記載のない事項についても本校生徒として望ましくない行為、態度についてはケースに応じて生徒指導の対象となることがある。